

島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金交付等要綱

制 定 令和5年5月19日付け産支第90号
一部改正 令和6年4月9日付け産支第29号
一部改正 令和7年4月1日付け産支第44号
一部改正 令和8年4月1日付け産支第102号

(趣旨)

第1条 島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、関係法令等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「関係法令等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱(令和5年3月30日付け4環バ第465号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。)
- (2) 農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「国規則」という。)
- (3) 補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)

(補助の目的)

第3条 みどりの食料システム戦略に基づき、各地域の状況に応じて、環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル的取組の横展開を支援することにより、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を図ることを目的とする。

(補助事業の対象及び補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(事業実施等の手続き、事業実施状況の報告等、事業成果の評価等)

第5条 事業実施主体は、補助金の交付に当たり国交付等要綱第5、第30及び第31に基づき手続きを行うものとする。ただし、事業実施計画書、事業実施状況報告書及び事業評価報告書の提出期限は農林水産部長が別に通知する日までとする。

(流用の禁止)

第6条 補助金は、別表の区分欄に掲げる1から3までの事業に係る経費の欄に掲げる事業費の相互間における経費の流用をしてはならない。

(交付申請)

第7条 規則第4条の規定による申請書は様式第1号のとおりとし、事業実施主体は、交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 3 交付金の交付を受けようとする者は、第1項の申請書を提出する際には、国交付等要綱別記12に定めるところにより、「みどりチェック」チェックシートを併せて提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第8条 知事は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 事業実施主体は、第7条第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、前条の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を知事に提出しなければならない。

(契約等)

第10条 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、事前に様式第2号により知事にその旨を報告の上、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、様式第3号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 事業実施主体は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。
- 4 事業実施主体は、第1項の契約をしようとする場合は、県内中小企業者と契約するよう努めるものとする。

(債権譲渡等の禁止)

第11条 事業実施主体は、第8条の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(変更等の承認)

第12条 規則第9条第1項の規定による申請書は、様式第4号によるものとする。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げるもの以外の軽微な変更については、この限りでない。

- 2 事業実施主体は、別表の重要な変更の欄に掲げるもののほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて知事の承認を受けることができる。
- 3 第1項及び第2項の規定により変更等承認申請書を提出しようとする場合は、第5条により提出した事業実施計画書の内容を変更の上、変更等承認申請書の提出に合わせて知事に提出するものとする。
- 4 知事は、第1項及び前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 5 規則第9条第2項の規定による報告書は、様式第5号によるものとする。
- 6 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(概算払請求)

第13条 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、様式第6号の概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第14条 事業実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、様式第7号により事

業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、前条の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項による報告のほか、知事は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第15条 規則第10条の規定による実績報告書は、様式第8号のとおりとし、事業実施主体は、補助事業が完了したとき（第12条第1項の規定による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は事業が完了した年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、補助事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、翌年度の4月10日までに様式第9号により年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 3 第7条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第7条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第10号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、知事が別に定める日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

- 5 事業実施主体は、国交付等要綱の別記12に定めるところにより、「みどりチェック」チェックシートを併せて提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

- 2 知事は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、知事が別に通知する日までとし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第17条 事業実施主体は、前条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15条第1項に準じて提出するものとする。

- 2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第18条 知事は、第12条第1項の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げ

る場合には、第8条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業実施主体が、補助金を当該補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合
 - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接補助事業者が、間接補助金を当該間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第16条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第19条 事業実施主体は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第20条 規則第13条第1項第4号に規定する機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 規則第13条第1項第5号に規定する知事が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェアとする。
 - 3 規則第13条第2項に定める財産の処分を制限する期間は、国規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 4 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第7条第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第8条の規定による交付決定通知をもって、次の条件により知事の承認を受けたものとみなす。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
 - (2) 本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
 - 6 第4項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付することを条件とすることがある。

(収益納付)

- 第21条 事業実施主体は、国交付等要綱第4各号に掲げる事業ごとにそれぞれ別記に定めるところによ

り相当の収益が生じた場合は、その旨を報告しなければならない。

- 2 前項による報告があった場合、国交付等要綱第4各号に掲げる事業ごとにそれぞれ別記に定めるところにより、交付された当該補助金の額を限度として、当該収益の一部又は全部を県に納付させることがある。

(帳簿及び証拠書類)

第22条 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、第1項及び前項に規定する帳簿等に加え、様式第11号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 事業実施主体(地方公共団体に限る。)は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第12号による補助金調書を作成しておかなければならない。
- 5 第3項及び前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録により整備及び保管することができる。

(間接補助金を交付する際に付すべき条件)

第23条 事業実施主体である地方公共団体が更に地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、この要綱の第6条、第10条、第12条、第14条、第15条及び第17条から第19条まで、第21条から第22条並びに次の第1号から第3号まで及び次項から第7項までの規定に準ずる条件をそれぞれ付さなければならない。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。)、国規則、国交付等要綱、規則及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助金事業により取得し又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、市町村長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により市町村長による間接補助金の交付の決定をもって市町村長の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- (3) 前号による市町村長の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を市町村長に納付させることがあること。
- 2 市町村長は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、当該間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困

難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- (2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、様式第3号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 市町村長は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 市町村長は、第1項第2号の規定により承認をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、同ただし書の場合にあっては、第8条の規定による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に知事の承認を受けたものとする。
- 5 市町村長は、第1項第3号の規定により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を県に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産については適用しない。
- 7 市町村長は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫交付金相当額を県に返還しなければならない。

（自社製品の調達又は関連会社からの調達がある場合の利益等排除）

第24条 事業実施主体は、交付金事業の実施において、事業実施主体の自社製品の調達又は関連会社からの調達分（他の会社を経由する場合、いわゆる下請会社からの調達分も含む。）がある場合、第4第各号に掲げる事業ごとにそれぞれ国交付等要綱別記に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める方法により、利益等相当分の排除を行うものとする。

なお、事業実施主体は、製造原価、販売費及び一般管理費について、それらが当該調達品に対する経費であることを証明するものとし、その根拠となる資料は整備保管し、知事の求めに応じ、提出するものとする。

(1) 事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付対象額とし、これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格から利益相当額を排除する。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付対象額とし、これによりがたい場合は、調先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除をする。

（知的財産権の取扱い）

第25条 本事業を実施することにより発生した特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成権及び商標権（以下「知的財産権」という。）は、第4第各号に掲げる事業ごとにそれぞれ国交付等要綱別記に定めるもののほか、次の各号を遵守することを条件に、事業実施主体等に帰属するものとする。

(1) 事業実施主体は、交付金事業により得た成果に関して、知的財産権の権利の出願又は取得を行

った場合には、遅滞なく知事に報告すること。

- (2) 国又は県が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにし、当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国又は県に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国又は県が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業実施期間中及び本事業終了後5年の間、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国又は県以外の第三者に譲渡し、又は利用を許諾する場合は、事前に知事に協議してその承諾を得ること。なお、事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両方で協議及び調整を行うこと。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月19日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金交付要綱（令和4年5月16日付け産支第101号）は廃止する。
- 3 前項による廃止前の島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金交付要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則（令和6年4月9日付け産支第29号）

- 1 この要綱は、令和6年4月9日から施行する。
- 2 この要綱の一部改正前の島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金交付等要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則（令和7年4月1日付け産支第44号）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の一部改正前の島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金交付等要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則（令和8年4月1日付け産支第102号）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の一部改正前の島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金交付等要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

別表（第4条、第6条、第12条第1項及び第2項関係）

区分	経費	事業実施主体	補助率	補助上限等	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 島根 県みどりの食料システム戦略緊急対策事業費補助金(推進事業)	1 環境負荷低減活動 定着サポート 国交付等要綱に基づき行う事業に係る次の経費 環境負荷低減による先進的な産地構築の推進	・みどりトータルサポートチーム ・協議会等	定額 ※機械リースについては2分の1以内	4,500千円 ※ ※みどりのトータルサポートチームの体制整備との合計額	みどりのトータルサポートチームの体制整備に係る経費との相互間における30%を超える増減	1 事業実施主体の変更 2 事業費の30%を超える増 3 事業費又は補助金等の30%を超える減
	2 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 国交付等要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 有機農業実施計画の策定 イ 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 ウ 飛躍的な拡大産地の創出 エ 有機農業の加速化の推進	アからウ ・市町村 ・協議会 エ ・協議会	ア及びエ 定額 イ及びウ 定額※ ※機械リースについては2分の1以内	ア 10,000千円 イ 8,000千円 ※ア及びイ消費地との連携の取組を実施する場合は上限額にそれぞれ2,000千円を加えた額とする ウ 10,000千円 エ 20,000千円	経費の欄に掲げるアからウの経費の相互間における30%を超える増減	
	3 有機転換推進事業 国交付等要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 転換支援事業 イ 転換支援円滑化事業	・市町村 ・協議会	ア及びイ 定額	ア 10 a 当たり 20千円以内 イ アの要望額の1割以内		
	4 バイオマスの地産地消（推進事業） 国交付等要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 事業化の推進 イ 効果促進対策 ウ バイオ液肥散布車等の導入 エ メタン発酵バイオ液肥等の利用促進	・市町村 ・民間団体等	ア及びウ 2分の1以内 イ及びエ 定額	ア及びイの調査・検討・実証、エ 1事業申請当たり 5,000千円	経費の欄に掲げるアからエの経費の相互間における30%を超える増減	

	<p>5 みどりの事業活動を支える体制整備(基盤確立事業) 国交付等要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 原材料等調達の安定・強化 イ 基盤確立事業実施計画における効果の検証・改良 ウ 事業成果の情報発信</p>	<p>・市町村 ・民間団体等</p>	<p>アからウ 定額※ ※機械等のリースについては2分の1以内</p>	<p>アからウの 合計額 6,500千円</p>	<p>経費の欄に掲げるアからウの経費の相互間における30%を超える増減</p>	
	<p>6 みどりの事業活動を支える体制整備(環境負荷低減事業活動) 国交付等要綱に基づき行う事業に係る環境負荷低減に必要な機械の導入の経費</p>	<p>・農林漁業者 ・農林漁業者の組織する団体</p>	<p>2分の1 以内</p>	<p>1事業実施主体当たり 2,000千円 ※ ※複数名が共同で申請する場合は 10,000千円</p>		
<p>2 島根県みどりの食料システム戦略緊急対策事業費補助金(科学技術振興事業)</p>	<p>1 グリーンな栽培体系加速化事業 国交付等要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア グリーンな栽培体系の検討 イ グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入等 ウ 消費者理解の醸成</p>	<p>・協議会 ・市町村 ・農業協同組合</p>	<p>ア及びウ 定額 イ 2分の1 以内</p>	<p>ア及びウ 合計 3,000千円※ ※環境にやさしい栽培技術を検討する場合は 3,600千円 ※環境にやさしい栽培技術のうち複数の取組を検討する場合は 3,600千円 イ 10,000千円 ウ 300千円 ※生産方式革新実施計画の達成に資する検証を併せて行う場合はアからウに規定する上限にそれぞれ 1,000千円を加えた額</p>	<p>経費の欄に掲げるア及びウとイの経費の相互間における30%を超える増減</p>	<p>1 事業実施主体の変更 2 事業費の30%を超える増 3 事業費又は補助金等の30%を超える減</p>

	<p>2 グリーンな飼養体系加速化事業 国交付等要綱に基づき行う事業に係る畜産における温室効果ガスの削減の取組に必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会 ・市町村 ・農業協同組合 	<p>定額</p>	<p>3,000 千円</p>		
	<p>3 省エネルギー型ハウス転換事業 国交付等要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成 イ 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会 ・市町村 ・農業協同組合 	<p>ア及びイ 定額※ ※農業機械等の導入等は 2分の1 以内</p>	<p>ア 15,000 千円 イ 25,000 千円 ※ ※農業機械等の導入等を行う場合 20,000 千円 ※横展開の取組を行う場合 5,000 千円</p>	<p>経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における30%を超える増減</p>	
	<p>4 地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業） 国交付等要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり（計画策定、体制整備等） ① 推進会議の開催 ② 課題解決に向けた調査・地域人材育成・栽培実証等 ③ 営農型太陽光発電設備の導入 イ 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援 ① バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証 ② 未利用資源の混合利用促進 ウ 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援 ① 推進会議の開催</p>	<p>ア ・協議会 ・民間団体等 イ ・市町村 ・民間団体等 ウ ・協議会 ・民間団体等</p>	<p>ア①、イ①②、ウ① 定額 ア②及びウ② 定額※ ※機械のリース、模 型の設置 については2分の 1以内 ア③及び ウ③ 2分の1 以内</p>	<p>ア①②合計 2,000 千円 ※ ※農林漁業循環経済先導計画を作成又は令和8年度までに作成が見込まれる場合 10,000 千円 ア③ 1 営農型太陽光発電施設 当たり 8,000 千円 イ① 5,000 千円 イ② 上限なし ウ 合計 17,000 千円</p>	<p>経費の欄に掲げるアの①から③の経費の相互間における30%を超える増減 経費の欄に掲げるイの①及び②の経費の相互間における30%を超える増減 経費の欄に掲げるウの①から③の経費の相互間における30%を超える増減</p>	

	<p>② 課題解決に向けた調査等</p> <p>③ 次世代型太陽電池の導入</p>					
	<p>5 農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業 国交付等要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 推進会議の開催 イ 課題解決に向けた実証等</p>	<p>・市町村 ・協議会 ・農業協同組合 ・民間事業者等</p>	ア及びイ 定額	<p>国交付等要綱第1第2項第1号 8,000千円</p> <p>国交付等要綱第1第2項第2号 1,500千円</p> <p>国交付等要綱第1第2項第3号と4号の合計 3,000千円</p>	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における30%を超える増減	
3 島根 県 みどりの食料システム戦略緊急対策事業費補助金(整備事業)	<p>1 バイオマスの地産地消(整備事業) 国交付等要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 建設工事費 イ 製造請負工事費 ウ 機械器具費</p>	<p>・市町村 ・民間団体等</p>	アからウ 2分の1 以内	<p>国交付等要綱別記7-2第1の3(1)に規定する新設施設に係るアからウの合計額で 75,000千円</p> <p>国交付等要綱別記7-2第1の3(3)に規定する成果拡大施設に係るアからウの合計額で 機器等の1件当たり 50,000千円</p>	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における30%を超える増減	<p>1 事業実施主体の変更 2 事業費の30%を超える増 3 事業費又は補助金等の30%を超える減</p>
	<p>2 みどりの事業活動を支える体制整備(基盤確立事業) 国交付等要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 工事費 イ 機械器具費 ウ 工事に必要な実施設計費及び測量試験費</p>	<p>・市町村 ・民間団体等</p>	アからウ 2分の1 以内	アからウの合計額で 200,000千円	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における30%を超える増減	

	<p>3 みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動） 国交付等要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 工事費 イ 機械器具費 ウ 工事に必要な実施設計費及び測量試験費</p>	<p>・農林漁業者 ・農林漁業者の組織する団体</p>	<p>アからウ 2分の1 以内</p>	<p>1 事業実施主体当たり 10,000 千円 ※ ※複数名が共同で申請する場合は 20,000 千円</p>	<p>経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における30%を超える増減</p>	
	<p>4 地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業） 国交付等要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 建設工事費 イ 製造請負工事費 ウ 機械器具費</p>	<p>・協議会 ・市町村 ・民間団体等</p>	<p>アからウ 2分の1 以内</p>	<p>アからウの合計額で 230,000 千円</p>	<p>経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における30%を超える増減</p>	

(注1) 島根県みどりの食料システム推進対策事業費補助金の交付の対象となる農業用機械・施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

(注2) 各事業の事業実施主体は国交付等要綱別記1から11までに規定する事業実施主体の要件を満たしていなければならない。